

国際法から国際道徳へ あるいは亡命前のモーゲンソーはリアリストだったか？

*From International Law to International Morality,
or Was Hans J. Morgenthau a Realist before the Exile?*

宮下 豊*

はじめに

リアリズムの立場から国際政治学を体系化したことで多大な影響を残したモーゲンソー (Hans J. Morgenthau) の再検討が、近年活況を呈している。これらの再検討によって、モーゲンソーの(国際)政治思想が単純にリアリズムの枠内に収まり得ない極めて豊かな地平を持つことに関して、広くコンセンサスが確立されつつあるように思われる¹。

しかし、アメリカ亡命前のモーゲンソーを対象とした研究に関しては、そうした試みは不十分なものに留まっている。周知のように、ヴァイマル共和国期のドイツで、モーゲンソーは国際法学者として学究生活を始めた。また亡命後は、それまで国際法や国際機構の研究が中心であったアメリカの国際関係論において、リアリズムの立場を打ち出すことによって、国際政治学への転換を推し進めた事実も、我々は熟知している。こうした事実から、我々はモーゲンソーの(国際)政治思想の形成を「国際法から国際政治へ」の転換として描き出すとともに、亡命前のモーゲンソーの国際法研究のなかに後年のリアリズム国際政治論の萌芽を見出そうとすることになる²。先行研究のほとんどが、こうした傾向を免れていないが、この傾向を促す上で、亡命前のモーゲンソーをはじめ本格的に検討したフライ (Christoph Frei) の『モーゲンソー伝』が及ぼしたインパクトは少なくないだろう³。

フライは、公刊著作のみならず、アメリカ連邦議会図書館所蔵のモーゲンソー・ペーパーズ (Hans J. Morgenthau Papers) に所蔵されている浩瀚な未公刊資料を素材として、モーゲンソーの政治思想が既に亡命前に形成されていたことを明らかにしたことにより、モーゲンソー研究における必読文献の一つとなった⁴。しかし、フライは、モーゲンソーの「理想主義的」局面にも目配りしているものの、亡命後のリアリズム国際政治論を前提とした上で、それが亡命前に既に認められる事実を明らかにすることに主眼を置いている。したがって、亡命前の著作において後年のリアリズムと整合しない部分

¹ まとまった成果として、Michael C. Williams, ed., *Realism Reconsidered: The Legacy of Hans J. Morgenthau* (Oxford: Oxford University Press, 2007); Michael C. Williams, *The Realist Tradition and the Limits of International Relations* (Cambridge: Cambridge University Press, 2005); Richard Ned Lebow, *The Tragic Vision of Politics, Ethics, Interests and Orders* (Cambridge: Cambridge University Press, 2003)。もっとも、従来通り、リアリストとしてのモーゲンソーの意義を再確認する傾向も認められる。例えば、Christian Hacke, Gottfried-Karl Kindermann, and Kai Schellhorn, eds., *The Heritage, Challenge, and Future of Realism: In Memoriam Hans J. Morgenthau (1904-1980)* (Göttingen: V & R Unipress, 2005) 所収の各論稿を参照。

² 「国際法から国際政治へ」の表現は、長尾氏の論文より借用した。長尾龍一「国際法から国際政治へ—H・J・モーゲンソーのドイツ的背景」『日本法学』第67巻3号(2001年11月)。また、Alfons Söllner, “Vom Völkerrecht zur Science of International Relations: Vier Typen der Internationalisierung,” in ders., *Deutsche Politikwissenschaftler in der Emigration: Studien zu ihrer Akkulturation und Wirkungsgeschichte* (Opladen: Westdeutscher Verlag, 1996)。

³ こうした傾向に対する例外として、William E. Scheuerman, “Realism and the Left: The Case of Hans J. Morgenthau,” *Review of International Studies* 34-1 (January 2008), pp. 29-51。もっとも、ジョイアーマンは未公刊資料を用いていないため、説得力に欠けるのは否めない。

⁴ Christoph Frei, *Hans J. Morgenthau: Ein intellektuelle Biographie* (Bern: Paul Haupt, 1994)。英訳版として、Frei, Hans J. *Morgenthau: An Intellectual Biography* (Baton Rouge: Louisiana State University Press, 2001)。両者に内容上の大きな相違はないが、国内では英訳版が入手し易い現状に鑑みて、注においてはドイツ語版と英訳版の順にページ番号を付すこととする。例えば、Frei, a. a. O., S. 127, p. 121 の場合、ドイツ語版では 127 頁、英訳版では 121 頁を指す。

は、その意味が十全に考察されないか、あるいは全く視野の外に抜け落ちてしまっている。

フライの著作は、未公開資料を活用した先駆的業績である故に、そうした資料を直接参照しない後続の研究に、多大な影響を及ぼしている。しかし、未公開資料を直接参照した研究においても、モーゲンソーの思想形成を「国際法から国際政治」への転換と見る点では変わらない。そうした研究として、コスケニエミ (Martti Koskenniemi) の研究をあげておきたい。彼は近代国際法学の90年の興亡を描き出した大著のなかで、カール・シュミット (Carl Schmitt) とともにモーゲンソーは、法の硬直性を肯定する「形式主義の文化」とは対比される「ダイナミズムの文化」(法は政治の動態性に従属する) を持ち込むことで、近代国際法学の没落を促す一翼を担ったと位置づけている⁵。

本稿は、モーゲンソー・ペーパーズに保管されている未公開資料等、モーゲンソーの亡命前の著作を直接検討することにより、先行研究のように亡命前のモーゲンソーをリアリズム前史として扱うことは、当時のモーゲンソーの問題関心を一面的にしか捉えないものであることを示す。具体的には、まず、初期の国際法研究においてモーゲンソーが要請していた「動態的国际法」の定立を、後年になって撤回することになったのは、従来推測されてきたように、その実現可能性に悲観的になったからではなく、法規範の厳密に科学的な認識を提唱したケルゼン (Hans Kelsen) への傾倒があったことによるものであることを示す。またモーゲンソーは後期の国際法研究において、ケルゼンの「根本規範」の議論を援用して、現行国際法秩序の不安定さの一因を、根本規範たる国際道徳の不在に求め、この国際道徳を形成する必要性を論じていた事実を指摘する。その上で、そうしたケルゼンへの傾倒の背後には、モーゲンソーとカール・シュミットとの錯綜した関係があったとする解釈を提起するとともに、権力論的な政治概念も、シュミットの「友一敵区別」との対比で、現実の科学的な認識として提起されていた事実を明らかにする。最後に、キリスト教道徳と自然法の崩壊によって、人間の権力欲が「全ての事物の尺度」となった点に、モーゲンソーはヨーロッパの規範秩序の危機を認めるとともに、この権力欲を規範的に掣肘する道徳秩序を再建する可能性を模索していた事実を明らかにする。

第1節 国際法の国際政治的基礎と動態的国际法

1928年12月にフランクフルト大学に博士論文として提出され、翌年公刊されたモーゲンソーの処女作『国際裁判—その本質と限界』は、国際裁判の限界を論じた研究であるが、そのベースとなっているのは、「国際法は法の領域における国際関係の忠実な模写である」(VE 623) という一文が示すように、国際法を国際政治の付随現象 (epiphenomena) と見る優れてリアリズム的な国際法観である。しかしそこからモーゲンソーは、今日のリアリズムが主張するように、国際政治に対して国際法は全くイレヴァントであるとする結論を導出しない。絶えざる変化のうちにある国家間の相対的なパワーバランスと、国際法との間には、時の経過とともに不可避免的に齟齬が生ずることになるが、現行の国際法はそれ自体を平和的に変更する手段を欠く故に、国際法は過去のパワーバランスを法的に凍結するという現状維持機能を持つことになる。したがって、現行の国際法を適用する国際裁判に対して、まさにその国際法の妥当性が争点となっているため、国家は紛争を付託する合理的な理由を見出せない、とする結論をモーゲンソーは提示する。

こうした国際裁判の限界を説く点において、亡命後の *Politics among Nations* (『国際政治』) 第25章の内容を先取りしている。しかし、亡命後の国際政治論には認められないものがある。「動態的国际

⁵ Martti Koskenniemi, "Out of Europe: Carl Schmitt, Hans Morgenthau and the Turn to 'International Relations,'" in Koskenniemi, *The Gentle Civilizer of Nations: The Rise and Fall of International Law 1870-1960* (Cambridge: Cambridge University Press, 2001).

法]の要請がそれである。モーゲンソーは、現行の静態的な国際法を、「諸国家の発展に、およびその結果として絶えず変化する相互の力関係に、法的表現を与える」[「動態的国際法」]で補足することによって、「緊張 (Spannung)」の発生を防ぎ、それにより全ての国際紛争が裁判に付託される可能性を、たとえ緊張を予防できなかった場合でも、緊張を合理的な決定や調停が可能となるレベルにまで顕在化させる可能性を指摘している (IR 150)。それだけでなく、動態的国際法がパワーバランスの変化に法的表現を与えるものである故に、国力の相対的な強弱を決定する最終基準としての戦争が不要になると述べている (SG 49)。こうした観点から、1930 年までモーゲンソーは、ヴェルサイユ条約の改正を弁証していた (VE; SSV)。

しかし、1933 年の『「政治的なもの」の概念と国際紛争の理論』(以下、『国際紛争論』と略記)以降、モーゲンソーは動態的国際法に全く言及しなくなる。『国際紛争論』は、『国際裁判』と同じく、「緊張」を論じているにもかかわらず、動態的国際法は全く論じられていないために、こうした欠落は奇異に見える。この点について先行研究では、満州事変、ヴェルサイユ条約の妥当性を公然と否定するナチスの政権獲得、日本とドイツの連盟脱退等の事件による国際法秩序の動揺を受けて、モーゲンソーは、動態的国際法の導入が問題の解決につながらないことを認識するに至った、と理解されているように見受けられる⁶。つまり、ヴェルサイユ条約の平和的変更の期待が潰えたとき、「リアリスト」モーゲンソーが誕生したと見るのである。

第2節 ケルゼニアン・モーゲンソー？

これに対して、私はむしろモーゲンソーがハンス・ケルゼンを評価するようになった事実を照らしてこそ、動態的国際法の消失は適切に理解され则认为する。

この点を明らかにする前に、1932 年のジュネーブ大学法学部での就任講演「ドイツ国家学における国家の現実性をめぐる闘争」において、モーゲンソーがケルゼンにおける科学的認識への献身を高く評価している事実を指摘しておきたい。先行研究では、この講演は、国家学に「国家の現実性」という「政治的なもの」を導入する必要性をもっぱら論じたものとして理解され、こうした観点からラーバント (Paul Laband)、イエリネック (Georg Jellinek)、ケルゼンの法実証主義を批判する一方、スメント (Rudolf Smend) とカール・シュミットが政治的なものを国家学に組み込むことを目指している点を評価したものとして理解されてきたように見受けられる⁷。しかし、こうした理解はこの講演を一面的にしか捉えていない。

この講演でモーゲンソーは、国家学の対象としての「政治的なもの」の重要性を指摘するのみならず、これらの法学者における科学的認識の態度をも俎上に載せているのであり、こうした観点から、イエリネックとともに、ケルゼンを高く評価している。モーゲンソーによれば、たしかにケルゼンは、「政治的現実背を向けて」(KDS 13)、「非合理的な要素から解放された」「論理的・合理的な体系」(KDS 14)の構築を目指している。しかしその一方で、ケルゼンが「科学的な真理に対する配慮」を他の何よりも優先させていること、またそのような態度が「科学的認識の真理への要求に対する倫理的な関係」に規定されたものであることを、モーゲンソーは評価している (KDS 26)。

この就任講演の翌年に公刊された『国際紛争論』は、ケルゼンの名こそどこにも明記されていない

⁶ Frei, a. a. O., S. 148, p. 140; Koskenniemi, *op. cit.*, p. 455; Scheuerman, *op. cit.*, p. 44. フライの解釈では、モーゲンソーは、国際法の限界をその静態性ではなく、国際法のサンクションの分権的性格に求めるようになったとする。ショイアーマンは、連盟の崩壊ではなく、ワイマール共和国の没落を受けて、モーゲンソーは動態的国際法を撤回したとする。

⁷ Frei, a. a. O., S. 122-125, pp. 117-120; Koskenniemi, *op. cit.*, pp. 452-453.

が、実はこうしたケルゼンにおける科学的認識への献身に触発されたモーゲンソーが、『国際裁判』の内容を修正したものなのである。

『国際紛争論』は、『国際裁判』と同じく国際紛争の区別の問題を取り扱っていることもあって看過されているが、実は次の3点において重要な相違が認められる。第1に、『国際裁判』とは異なり、『国際紛争論』では、国際紛争の裁判可能性の問題は考察されていない。その序文において、『国際紛争論』はもっぱら「国際紛争の分類とその基礎にある社会学的な構造」という「経験的な確認」のみを扱い、裁判可能性の問題を何ら考察するものではないことが但し書きされている (NP 6)⁸。

第2に、前節で述べたように、動態的国际法への言及は認められないが、しかしそれに替えて別の法政策的要請がなされている訳ではない⁹。つまり、モーゲンソーは法政策論を一切打ち出していないのである。

第3に、それまでの著作と異なり、「科学的な価値」(NP 86)、「科学的な批判」(NP 88)、「科学的に論争の余地のない国際紛争の分類」(NP 90)等、「科学的」という語句が多用されている事実が示すように、モーゲンソーは科学的であることを強く意識しているのである。

こうした一連の変化は、法学の課題を法規範の認識のみに限定し、法政策論を法学から排除することを要求したケルゼンの主張に、モーゲンソーが従った結果として考えられる。つまり、ケルゼンにならって科学的厳密さを意識することになった故に、モーゲンソーは『国際裁判』の内容に修正を加える必要があったのである¹⁰。したがって、動態的国际法を撤回したのは、その実現可能性やそれによる平和維持の可能性について、モーゲンソーが悲観的になったからではなく、ケルゼンにならって法の科学を自覚的に追求することになった結果なのである¹¹。1935年に公開された論文「国際サンクションの理論」において、モーゲンソーは次のように述べているが、これは以前の動態的国际法の要請が、

⁸ それ故に、『国際裁判』では主観的に裁判不可能であると論じられた「過剰な緊張の実体を持つ紛争」と「緊張を表象する機能を持つ紛争」は、『国際紛争論』では、政治的性格を持つと述べられているものの、裁判不可能であるとは断定されていない。この関連で、「アラバマ号事件」に対するモーゲンソーの見解も変化している。『国際裁判』では、イギリス政府がワシントン条約に従って仲裁裁判に服することに同意した時点で、既に結果は決まっており、仲裁裁判それ自身が紛争を解決したのではないと述べて、政治的紛争を仲裁裁判によって解決しようとする立場に冷水を浴びせるものとなっている (IR 95-96)。それに対して『国際紛争論』では、裁判機構によって、紛争から政治的性格が除去された事例の一つとして見直されている。さらにモーゲンソーは、すべての政治的紛争の主観的な裁判可能性を否定するのではなく、その一部のみに限定することが好ましかっただろうと述べて、『国際裁判』での主張を事実上修正している (NP 87-88)。

⁹ この点はコスケニエミも指摘しているが、その理由までは考察されていない。Koskeniemi, *op. cit.*, pp. 454-455.

¹⁰ もともとモーゲンソーは、1932年春の時点では、「政治的なもの本質—公法の実効性の限界についての—考察」と題する研究計画を構想していた。その内容は、『国際裁判』で提起した考察や諸概念を一層洗練させて、それらを国際法のみならず公法一般に適用し、最終的には国家と政治的なものの理論を新たに根拠づけろという野心的なものであった (“Arbeitsplan,” (o. J. [Mai oder Juni 1932]) in HJMP, Container No. 151, Folder “Unidentified”). その内容は次の通りである。

第1部：法秩序の妥当性の問いとは区別される法秩序の実効性の問いの重要性、公法および国際法の中心概念としての政治的なものの概念の重要性

第2部：政治的なもの本質

第3部：政治的法の本質 (法と政治の関係、公法一般から政治的法を抽出)

第4部：非政治的公法と比較しての政治的法の特殊機能

第5部：公法一般、とりわけ国際法の実効性の限界

しかし、これらのなかで、『国際紛争論』で実際に論じられているのは、「政治的なもの本質」のみであり、その他の諸問題は全く考察されていない。

¹¹ Hans Kelsen, *Reine Rechtslehre: Einleitung in die rechtswissenschaftliche Problematik* (Leipzig: Franz Deuticke, 1934), Vorwort (横田喜三郎訳『純粹法学』(岩波書店, 1935年), 序文)。また、モーゲンソーのパーソナリティに照らしても、動態的国际法の可能性に悲観的になったとする解釈は、説得力を持ち得ないと思われる。亡命後の世界国家 (world state) の要請やベトナム戦争批判に典型的に示されるように、モーゲンソーは論理的に考え抜いて導出した結論を、その実現可能性や社会的影響に関わりなく、提示することをモットーとしていた。また、現実性を欠くと認識した故に、自身の主張を放棄・撤回するということは、現実=政治的なものへの屈服と同じであり、その限りで彼自身が批判したシュミットの学問的態度と大差ないことを意味しよう。このシュミットの学問的態度に対するモーゲンソーの批判につき、本稿第4節を参照。

法の科学者としてはいわば越権行為であったことを自省したものと言えるだろう。

「条約改正、現状、動態的法、事情不変更原則といった諸問題」は、道徳的諸価値や政治的影響など法外在的な視点から法秩序の正統性を問題にするが、現在の国際法秩序が「不正」である故に、強制力で保護するに値するものではなく、真に普遍的な正統性を持つ新たな法秩序で置き換えられるべきであるとする態度は、「道徳家や革命家」には許されるとしても、法の科学者には許されない。なぜなら、観察に与えられた事物が存在するに値するか否かという「メタ科学的」な問題は、「政治的・道徳的視点」からは正当化されるが、科学としてはこれに答える手段を持たないから。したがって、道徳的・政治的に多様な立場を超えて、「本質上、その結果の普遍的妥当性を目指すべきである」という科学の目的に忠実である限り、法の科学者は、現行の法秩序を所与として、それが政治的あるいは道徳的な正統性を持つものと想定することが、その「悲劇的な責務」である、と (TSI 828-830)¹²。

このように法学者として、現在の法秩序が正統性(たとえ、それが普遍的なものではないとしても)を持つと想定しなければならぬとするならば、法学者の責務はそれを変更・改正させることではなく、むしろそれを所与とした上で、安定させる諸条件を考察することが求められるだろう。事実、次節で見る『規範の現実性』以後の国際法研究において、モーゲンソーは、かつてのヴェルサイユ条約の改正の要求に認められる修正主義的態度を放棄して、現行の国際法秩序を前提としてその安定性の条件を考察するという保守的・現状維持的な態度へと転じていくことになる。

第3節 国際法秩序の根本規範としての国際道徳

モーゲンソーのケルゼン評価は、その科学的認識の側面のみ限定されるものではなく、その規範理論に対しても向けられている。ジュネーブ大学に教授資格請求論文として提出された『規範、とりわけ国際法規範の現実性』(1934年)において、我々はモーゲンソーにおけるケルゼンの規範理論の受容を読み取ることが可能である。

その冒頭で、当為 (Sollen) と存在 (Sein) の絶対的な分離を主張する新カント派の影響を受けて、規範をもっぱら当為の世界に属する事象として理解したヴィーン学派が、当為としての規範がいかにして存在としての性質—「現実性 (réalité)」—を獲得するかを考察しなかったことが指摘されている (RN 2-4)。モーゲンソーは、規範が現実性を獲得するのは、その命令に違反した場合に共同体の構成員からサンクションを受けるという見込みが、個人の意思決定において影響する場合であるとして、規範の現実性を個人の心理レベルで基礎づけている (RN 46-48)。

こうした問題設定から、先行研究において、同書は、現実性を顧慮することなく抽象的当為の世界で、規範論理的な一貫性に基づいた体系の構築を目指したケルゼンの「現実に敵対的」(KDS 13) な純粹法学を、リアリズムの立場から批判したものとして理解されることが多かったように思われる。とりわけ国際法に関しては、その法的性質を否定する立場と同様に、国際社会において集権的なサンクションが不在である点に、国際法の脆弱性の源泉を認めた(その限りで、全く独創的とは言い難い)著作と目されてきた¹³。

¹² 下線は宮下による強調。別のところで、モーゲンソーは伝統的な法実証主義における事実判断と価値判断の混入を指摘している。「伝統的な法実証主義は、客観的、理論的、体系的な仕方では法秩序を知ることせず、認識対象である法秩序を評価 (Wertung) することを決してやめない。そこから伝統的な法実証主義を特徴付けているところの、〔一方における〕客観的な証明・確認と体系的な視点と、〔他方における〕哲学的な考察、倫理的な評価、政治的な正当化、心理的な観察とのあの混合が生じる。それにより、法学の多くの客観化における主観的で、政治的で、時としてさほど真剣ではなく、ディレッタンティズムという特徴が生ずる。ローレンツ・フォン・シュタインからマックス・ヴェーバーまで鋭敏にして誠実な精神の多くが拒絶したのは、まさにこうした特徴なのである」(PMC 10。下線とカッコ内はそれぞれ宮下による強調と補足)。

しかし、こうした理解は木を見て森を見ない類いのものである。モーゲンソーが目指したのは、先行研究が主張するようにケルゼンの純粋法学を批判することではなく、ケルゼンが規範論的分析において構築した「根本規範」を頂点として、上位規範が下位規範に妥当性を付与する連鎖過程として成り立つ（法）規範秩序の段階構造モデルを、妥当性を個人の心理レベルにおいてサンクションの見込みが及ぼす影響＝現実性と読み替えることによって、現実的存在の領域に適用することにあつたのである¹⁴。

『規範の現実性』では、法、道徳、習俗の諸規範を区別した上で、異なる規範の相互関係や国内の法秩序について踏み込んだ考察がなされているが、ここではそれらに逐一立ち入って検討する余裕はない。以下では、国際法規範に関する議論のみ検討したい。

ケルゼンにならってモーゲンソーは、国際法違反に対してなされる干渉、封鎖、戦争、復讐といった強制措置を、国際法のサンクションと見なす。モーゲンソーにとって、こうした国際法のサンクションを保証する強制力が、各国に分権化されている事実そのものは、たしかに実効性を弱めるものであるが、国際法の規範としての妥当性＝現実性を損なうものではない。むしろ問題は、こうした国際法のサンクションを実際に遂行する個人（国家ではない！）が、「経験的に確証し得る最大の実効性を達成している規範的サンクションの妥当性の領域である」国家の法秩序、したがって国家法の根本規範＝道徳規範に服している事実であり、この国家法の道徳規範が個人に及ぼす「心理的衝撃」に対して、国際道徳および国際習俗（世界世論）の固有のサンクションが勝るチャンスは皆無であるという事実である。つまり、強力な個別国家の道徳規範に比して、国際道徳および国際習俗は、「重要な社会的事実として」存在しないか、あるいは全く初歩的な状態でしかないのである。

モーゲンソーは、このように国際法秩序の規範的現実性が、国際道徳ではなく、国家の根本規範＝道徳規範によって保証されている事実が、全体としての国際法秩序の安定性を損なうものとする。

『規範の現実性』の最後の一文は、法政策論排除の要請を意識して控え目な表現ではあるが、この点を示している。「共同体の構成員の本質的なコンセンサス、すなわち道徳規範、慣習規範、あるいは全規範体系の確固たる土台」がない状態では、国際法秩序の規範的現実性は「不安定」なものにとどまる（RN 243）。また論文「国際サンクションの理論」では、安定した国際法秩序のための諸要件が列挙されているが、そのうち妥当性＝現実性に関しては、かつてヴィトリア（Francisco de Vitoria）とグロティウス（Hugo Grotius）が、それぞれキリスト教と自然法に基づいて国際法を構築した事実を引き合いにして、国際道徳を形成する必要性が、『規範の現実性』に比してより直接的に論じられている。

少なくともヨーロッパの領域において、国際道徳が形成されねばならない。なぜなら、道徳的基礎なくして安定した法秩序はあり得ないからである（TSI 833-834）¹⁵。

¹³ Frei, a. a. O., S. 147-149, pp. 139-141; Koskenniemi, *op. cit.*, pp. 455-457; Anthony Carty, "The Continuing Influence of Kelsen on the General Perception of the Discipline of International Law," *European Journal of International Law* 9-2 (1998), esp. pp. 349-350. 貴重な例外として、Oliver Jütersonke, "The Image of Law in Politics Among Nations," in Williams, ed., *op. cit.*

¹⁴ 『規範の現実性』の序文によれば、「ケルゼン氏が、著者に規範、特に法規範の現象の真に科学的な知識への傾向を覚醒させたのではないにしても、少なくともそれを補強したのである。体系の概念において、彼は著者に到達すべき目標を示すとともに、それに到達する手段を示唆したのである」（RN xi）。また本論冒頭において、ケルゼンの規範理論は、「現在、科学的な規範理論として考えられるに値する唯一のもの」であるが、この「同時代の規範科学のなかで最重要で、最も大きく体系の力にめぐまれた」業績が、法学に「適切な影響」を及ぼしていないという状況が、本書の出発点であること述べられている（RN 1-2; ENT 1-2）。

このようにモーゲンソーは、ケルゼンの根本規範を道徳規範と読み替えることによって、国際法秩序も根本規範＝道徳規範によって保証されていること、しかしその道徳規範は個別国家の道徳規範に過ぎないのであり、安定した国際法秩序のために国際道徳の規範—これは、亡命後の表現では、超国家的な「道徳的コンセンサス」と同義と考えて良い—を形成し、それによって国際法秩序が支えられねばならないことを論じたのである¹⁶。先にも見たように、先行研究において、モーゲンソーの国際法研究がもっぱらリアリズムの観点から理解されている現状に鑑みるならば、この点は強調されてしかるべきであろう。

第4節 カール・シュミットの影—政治による科学の支配

ところで、なぜモーゲンソーはケルゼンの厳密に科学的な認識の要請とその規範理論を受容したのだろうか。こうした疑問は、動態的国際法の定立によるヴェルサイユ条約の改正を要請していた時期のモーゲンソーにとって、ケルゼンは明らかに対立する立場であったことを想起するならば、一層強まるだろう。周知のようにケルゼンは、法をその内容を不問にし、もっぱら法としての形式的条件のみに照らして妥当すると主張したことにより、同条約の改正とドイツの主権の回復のために好都合な国際法解釈を求めていたカール・シュミットをはじめドイツの法学者の論敵であった¹⁷。

こうした当然な疑問に対して、私はモーゲンソーのケルゼン受容は、このシュミットの動向が少なくとも一つの契機になっているという解釈を提示したい。

モーゲンソーが『国際裁判』において提起した政治的なものの「強度」モデルが、シュミットの「政治的なものの概念」(1927年版)における「領域」モデルに対する応答であったこと、またこの「強度」モデルをシュミットが『政治的なものの概念』(1932年版)において剽窃したとモーゲンソーが指摘し

¹⁵ この国際道徳の形成の他に、モーゲンソーは、強制力を用いて集団の形態でなされるサンクション(集団安全保障として理解できるだろう)の確立、および少なくとも「共同体の社会的に最も影響力のある構成員」つまり諸大国—が国際法秩序の正統性を確信していることを、安定した国際法秩序の要件として挙げている。

¹⁶ 言うまでもなく、ケルゼンにおいて根本規範は法規範の認識のための仮説として想定されたものであり、モーゲンソーのように、良心の呵責をサンクションとする道徳規範を根本規範の現実的存在と見なすこと自体、ケルゼンからすれば誤読である。しかし、ケルゼンはモーゲンソーの研究を高く評価していた。いったんは不受理となったモーゲンソーの教授資格請求論文が、最終的にジュネーブ大学に受理されることになったのは、鑑定を要請されたケルゼンが論文を好意的に評価したことによる点が大いである。このエピソードについては、“Interview with Morgenthau,” in Thompson and Myers, eds., *op. cit.*, pp. 353-354; Frei, a. a. O., S. 51-56, pp. 44-49. また、後年モーゲンソーの求めに応じて、ケルゼンは奨学金の推薦状を執筆しているが、その内容は次の通りである。「モーゲンソー氏の学問上の特質に対する私の判断は、彼が参加した私のセミナーの討論で得られた印象のみならず、とりわけ私が原稿で読んだ『規範、特に国際法規範の現実性』によっても支えられている。モーゲンソー氏が規範理論のおそらく最も困難な問題を対象にしたこと自体が、彼の学問上の努力の熱意とエネルギーの非常によく象徴である。また彼はこの問題を、膨大な文献の深い知識だけでなく、またそれと関連する多数の問題の深遠な理解でのみならず、自力で、また実に独創的な考えで解決しようとした。この研究は、法の厳密な科学が大いに期待をかけるごく少数の頭脳に、モーゲンソー氏が属することを示している」(Die von Kelsen geschriebene Empfehlung für “Teachers’ Fellowship of Carnegie Endowment für International Peace,” (15. Februar 1934), in HJMP, Container 65)。また当時、国際法の道徳的基礎を問題にしたモーゲンソーの著作は、ケルゼン理論のいわば応用版として受け止められた。Josef L. Kunz, “Literatur: La Réalité des normes...,” von Hans Morgenthau, *Zeitschrift für öffentliches Recht* 15 (1935), S. 671-672; Paul Léon, “Comptes rendus: H. Morgenthau, *La Réalité des normes...*,” *Archives de philosophie de droit et de sociologie juridique* 4 (1934), pp. 271-273; Josef L. Kunz, “Literatur: *Théorie des sanctions internationales*, von Hans Morgenthau,” *Zeitschrift für öffentliches Recht* 17 (1937), S. 530. これと関連して、『国際裁判』を絶賛した田畑茂二郎が、『規範の現実性』に対しては、「論理の技巧」と酷評することになったのは、モーゲンソーが純粋法学と同様に、社会学的方法に拠らず、もっぱら規範科学に傾倒したことに対する失望を露呈したものであったと考えられる。田畑茂二郎「モルゲントー〔ママ〕『規範特に国際法規範の現実性』」『法学論叢』第34巻2号(1936年2月), 136-143頁。なお、田畑の国際法研究における社会学の傾向については、酒井哲哉「戦後外交論の形成」酒井『近代日本の国際秩序論』(岩波書店, 2007年)所収、を参照。

¹⁷ Jochen von Bernstorff, *Der Glaube an das universale Recht: Zur Völkerrechtstheorie Hans Kelsens und seiner Schüler* (Baden-Baden: Nomos, 2001), S. 159-162. 戦間期のドイツの公法学者が、講和条約の正統性および合法性を否定した点につき、Michael Stolleis, *Staats- und Verwaltungsrechtswissenschaft in Republik und Diktatur, 1914-1945: Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. 3* (München: C. H. Beck, 1999), S. 86-89.

ていた事実はよく知られている (KDS 33, Anm. 15; NP 35, n. 2; FIA 16)。この剽窃事件は、先行研究では高々「興味深いエピソード」という位置づけに留まっているが、実はこの一件を契機として、シュミットの学問的態度をモーゲンソーが手厳しく攻撃するようになったという点で、少なからぬ重要性を持つ¹⁸。

このシュミット批判は、先に見たジュネーブ大学就任講演—これは剽窃の発覚直後になされた—に読み取ることができる。モーゲンソーによれば、国家の現実性に関するシュミットの論稿は、「これまで」個別的な断片しかないが、これらは相互に内在的な関連性を欠く故に、相互に矛盾しており、寄せ集められても一つの体系になり得ない。なぜ相互に内在的な関連性を欠くかと言えば、シュミットの精神的基礎にあるのは、その知的経歴が示すように、新カント派、ド・メーストル (Joseph de Maistre)、ボナール (Louis Bonald)、ドノソ・コルテス (Juan Donoso Cortes) を典型とするカトリック傾向の保守的な国家学、ホブズ (Thomas Hobbes) の決断主義、憲法制定権力論、コンスタン (Benjamin Constant) の「中立権力」、イタリアのファシズム国家学の全体国家概念といった多様な要素から成る「折衷主義」だからである (KDS 23-24; ÜSW 54-55)。さらにこうした折衷主義は、シュミットが「審美的で、[科学的認識の要件に] 拘束されない態度」を指向していた故に可能であった。これは、「その都度の精神的、政治的状况のなかに、何が必要であるかという問題のみならず、その解決策をも求めるものである」(KDS 26)¹⁹。こうしたシュミットの「精神的基礎」の考察は、自身の強度モデルが剽窃されたことが契機であったことは想像に難くない。

第2節で見たケルゼンの科学的態度に対する評価は、このシュミットの審美主義的な態度との対比でなされている。したがって、剽窃を契機として、モーゲンソーはそれまでの著作ではほとんど言及することがなかったケルゼンの科学的認識への献身を高く評価するようになったと考えられる。1934年の草稿「現代における科学の意味と人間の使命について」では、シュミットは「政治的なものによる科学の支配」の「傑出した事例」(ÜSW 54)と位置づけられており、シュミットだけに限定される傾向ではないことが示唆されている²⁰。ナチズムによって大学も褐色に染められ、科学を政治的目的の達成のための手段と見なす傾向が、当の学者においても強まるなか、モーゲンソーはケルゼンにならって科学的認識への追求を強めていくことになったのである。

ところで、モーゲンソーのカール・シュミットとの屈折した関係を語る上で、権力概念の導入に触れる必要がある。先行研究では刮目されていない事実であるが、『国際紛争論』刊行前のモーゲンソーの政治論は、亡命後のように、「権力」や「権力欲 (Machtstreben; volonté de puissance)」の概念をほとんど用いていない。『国際裁判』を執筆する以前に、新ランケ学派の外交史家オンケン (Herman Oncken) の講義を聴講し、またローテンビューチャー (Karl Rothenbücher) の演習でヴェーバー (Max

¹⁸ この剽窃事件を最も仔細に検討しているジョイアマンも、その意味まで掘り下げていない。William E. Scheuerman, "Another Hidden Dialogue: Carl Schmitt and Hans Morgenthau," in Scheuerman, *Carl Schmitt: The End of Law* (Lanham: Rowman & Littlefield, 1999)。なお、「領域」モデルならびに「強度」モデルの表現は、マイアーに負う。Heinrich Meier, *Carl Schmitt, Leo Strauss, und »Der Begriff des Politischen«: Zu einem Dialog unter Abwesenden* (Stuttgart: J. B. Metzler, 1998), Kap. II。(マイアー『シュミットとシュトラウス—政治神学と政治哲学との対話』栗原隆・滝口清栄訳 (法政大学出版局, 1993年), 第II章)。ただしマイアーの主眼は、1933年版の『政治的なものの概念』に認められるレオ・シュトラウスの影響であって、後述する1932年版におけるモーゲンソーの影響には全く触れられていない。

¹⁹ またモーゲンソーは、別の論者によってなされた次のコメント批判はシュミットにも妥当すると述べている。「正しさという客観的基準を、彼は全く追求しない。その反対である。結局のところ、彼はその都度の支配的な権力に屈服するのであり、その意味連関の解明のみが重要であるように見える」(KDS 34, Anm. 20)。

²⁰ この論文は亡命後のSSM, chap. 1の原型を成すが、シュミット批判の部分は亡命後に刊行されるに際して全て削除されている (SSM, pp. 50-51; 訳書, 79-80頁, に相当する)。また、オリジナルには、ハイデガー (Martin Heidegger) のナチス荷担を示すものとされるフライブルク大学総長就任演説「ドイツの大学の自己主張」も引用されている (ÜSW 76; SSM, p. 69; 訳書, 106頁, に相当)。

Weber)の『政治論集』に接し、感銘を受けていた事実に鑑みるならば(FIA 6-7)、モーゲンソーは意識的に権力概念の使用を避けたと考えられるだろう²¹。そうした理由としては、論文「政治的なものの概念」の冒頭で表明されている、国家概念や権力概念に依らない政治的なものの概念規定を目指したシュミットの試みに触発されたことによるものと推測できる²²。1930年にモーゲンソーは、フロイト(Sigmund Freud)の「快感原則」を援用して、政治的なものを人間精神の本質に発するものであることを説明しようとした論文「人間の本质からの政治的なものの導出について」を著しているが、そこにおける次の一節は、この推測を裏付けていないだろうか。

実際に、権力欲は、政治的なものにとって本質的である。しかし、それによって政治的なものの精神的起源についてはまだ全て語られていないことは別として、政治的なものを国家的なもので説明することに向けられるのと同じ異議を受けねばならない。すなわち、未知のものを別の未知のものによって、あるいは少なくとも明確に認識できないものによって説明しようとするのである。(中略)権力欲は、それ以上の説明を要しないような精神生活の根本的事実ではない(HP 9-10)。

剽窃の発覚によって、モーゲンソーは、シュミットにならった政治的なものの新しい概念規定の試みを放棄し、権力欲によって政治現象を説明することになる。事実、剽窃の発覚後に刊行された『国際紛争論』において、モーゲンソーは、権力の増大・維持・誇示と、それぞれに対応する外交政策である帝国主義政策・現状維持政策・威信政策という後年の『国際政治』における著名な分析枠組を、初めて提起している(NP 42-43, 61)。ここで注目されるのは、モーゲンソーはこの権力論的政治概念を、シュミットの「友一敵区別」との対比で提起している点である。モーゲンソーによれば、権力論的政治概念は、「権力欲」という人間の「心理学的な現実」を前提とし、またそれは国家の外交政策において「確証」される故に、「歴史的・心理学的な現実」からかけ離れた「形而上学」(NP 46)である「友一敵区別」と異なり、科学としての要件を満たすものであるという²³。つまり、この時期、権力欲の概念は、現実の科学的=価値中立的な認識という観点から提起されていたのである。したがって亡命後のように、「政治的行為は不可避免的に悪である」(SMPP 203)という主張がなされる余地は、亡命前のモーゲンソーにはなかった。実際、興味深いことに、別のところでモーゲンソーは、政治的なもの「それ自体は、善でも悪でもなく、理性的でも非理性的でもない」(ÜSW 33)と述べている²⁴。

²¹ ここで、オンケンの講義を聴講して以来、モーゲンソーにおいて「常に権力が中心的な概念であり続けた」とするフライの主張(Frei, a. a. O., S. 127, p. 121)に関して、一言付けしておきたい。この主張の根拠として、フライは『国際裁判』から「政治的問題は常に権力に関わる問題(Machtfragen)である」(IR 97, Anm. 20)という一文を引用している(Frei, a. a. O., S. 131, p. 124)。しかし、この一文は実はモーゲンソー自身のものではなく、彼が脚注のなかで引用しているラッツェンホーファー(Gustav Ratzenhofer)のものである。さらに引用されている文脈に照らし合わせるならば、モーゲンソーが共感を示したのは、上記の一文に続く文章、すなわち国家が武力行使を見合わせ、裁判にて紛争の決着をつけることを選ぶのは、それが国家の利益に合うからである、にあったと考えるべきである。なお、新ランケ学派に関しては、葛谷彰「20世紀ドイツの国際政治思想一文明論・リアリズム・グローバリゼーション」(南窓社、2005年)、第2章、を参照。

²² 「大抵の場合、『政治的』とは、何らかの意味で『国家的』と同一視され、あるいは少なくとも国家に関連付けられる。その場合、国家とは政治的なものであるとされ、政治的なものは国家的なものであるとされる。明らかに不満足な循環論法である」(Carl Schmitt, "Der Begriff des Politischen," *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik* 58 (1927), S. 2)。

²³ こうした観点からモーゲンソーは、このシュミットの「形而上学」に対する「内在的」=科学的な批判を敢行している。それによれば、第1に、シュミットの論理を一貫させるならば、政治的なものの根本的な区別として導出され得るのは、「政治的に価値がある」-「政治的に価値がない」であって、友一敵区別ではない。第2に、友一敵区別は、政治的なものに固有の区別ではなく、他の価値領域においても認められる「中立的な要素」に過ぎない、というものである(NP 42-61; ELB)。

第5節 ヨーロッパの危機としての規範秩序の危機

このように現実の客観的な認識を標榜した権力概念の導入であったが、しかし導入した当初から、モーゲンソーにおいて、「ヨーロッパ（精神）の危機」の認識と不可分に結びついていた。

この「ヨーロッパの危機」についてモーゲンソーがはじめて言及するのは、1930年の草稿「良心の呵責なき自殺」においてである。そこでは、明らかにニーチェ（Friedrich Nietzsche）とヴェーバーの濃厚な影響の下、危機はもっぱら「神なき時代」（SG 27）における生の無意味化、つまりニヒリズムとしてとらえられるとともに、新しい「最高の諸価値」を定立することによって危機を克服する必要が要請されていた²⁵。しかし、ケルゼンにならって規範現象の科学的認識を深めた1933年以降、モーゲンソーはこの危機を、ニヒリズムとしてではなく、かつての根本規範であったキリスト教道徳や自然法の規範的妥当性の弱体化に起因する、規範秩序の全般的危機として認識するようになる。

先に見たように、ヴィトリアとグロティウスにならって、国際法秩序の根本規範としての国際道徳の形成を要請したこと自体、かつてのヨーロッパに道徳の一体性を与えてきたキリスト教道徳と自然法に比肩する客観的な道徳が、もはや存在していないという認識の下になされたものである。この規範秩序の全般的危機に関しては、亡命前最後の草稿「現代において客観的な道徳秩序は定立され得るか。然りならば、それは何に基礎付けられ得るか」（1937年）において掘り下げて論じられている。それによれば、現代の道徳の「危機的状況」は、キリスト教道徳と自然法のそれぞれの究極的権威である神の意志と人間の理性とが、自明性を喪失したことに求められている。この結果、「人はなぜ道徳の諸規範に服従すべきか」、もはや分からなくなった。さらに、この道徳の規範的妥当性の喪失とともに、かつては絶対不変であった道徳規範の内容は、時空と人間の恣意によって規定されるようになり、結果として相互に矛盾する内容をもつ多数の主観的な道徳規範が乱立することになった。加えて、これらの乱立する道徳規範を仲裁する客観的な基準がもはや存在しないため、「人はどの道徳規範に従うべきか」も分からなくなった（OM 8-11）。

このようにヨーロッパの危機を規範秩序＝道徳の危機として受け止めるのと並行して、モーゲンソーは政治的なもの＝権力欲に対して懸念を示すようになる。というのは、この道徳の危機の結果として、人間の権力欲が一切の規範的な制約から解放されて、人間の生活領域全てを支配する事態をもたらしたからである。

ヨーロッパの文化の諸価値が効力を持つ限りで、政治的なものはこの諸価値によって相対化され、また制御されてきたが、この諸価値の崩壊とともに、政治的なものは全ての事物の尺度となった（ÜSW 47; SSM 45-46）。

かくして政治的なものは、人間の存在を脅かすものとなった。「現代において人間を脅かすものは、本源的でむき出しの形態では、政治的なものとして意識に現れる」（ÜSW 32）。

ところで、この時期のモーゲンソーは、ケルゼンの規範理論の精神的意義を論じた複数の草稿のなかで、カントからニーチェまでの19世紀の倫理思想の「科学的」性質を明らかにするとともに、それと伝統的な倫理学（キリスト教道徳や自然法）の「形而上学的」性質との決定的な相違を指摘して

²⁴ 下線は宮下による強調。なお、この一文は亡命後のSSMからは削除されている（SSM, pp. 30-31; 訳書, 51-52頁に相当する）。

²⁵ この草稿の標題は、モーゲンソーが冒頭で引用しているニーチェの一節から得られたものである。ニーチェ『悦ばしき知識』信太正三訳（筑摩書房、1993年）、第4書338番。しかしモーゲンソーは、ニヒリズムが、人間精神の本質＝政治的なものに対していかなる影響を及ぼすかについて、考察を深めていない。

いる。伝統的な倫理学において究極の権威であった神の意志と人間の理性は、科学によっては接近することのできない「経験を超えた包括的な世界像」としての形而上学の領域に属するが、まさにそうした形而上学的なものに基礎づけられていた故に、伝統的な倫理学＝「形而上学的な倫理学」は、「規範倫理学」としての性格を持ち得たとする (KME; OM)。

ところが、伝統的な倫理学の崩壊後に提起された 19 世紀の倫理思想は、こうした形而上学的な基礎を欠き、存在の領域に道徳的な善が既に「内在」していると想定する点で、伝統的な倫理学とは根本的に異なる。こうした想定に立つ「内在倫理学」は、コント (Auguste Comte) に典型的に認められるように、存在の領域における自然・社会法則を科学によって解明し、その法則を「倫理」の規則として導出することを目指すのであり、その意味で「科学的倫理学」である。モーゲンソーは、ヘーゲルの形而上学とヘーゲル後に提起された科学的倫理学との相違について、次のように述べている。

〔ヘーゲルにおける〕現実的なものが形而上学的に理性的であることは、ヘーゲル後の倫理学、とりわけ実証主義の倫理学において、合理的に認識可能な自然・社会法則が経験的に理性的であることに転じ、またその法則の実現とともに、正しいことと道徳的な善が実現する〔とされる〕。ヘーゲルにおいて、概念的に理性的でありかつ論理的に必然的なものは、経験世界と併存するものであったが、ヘーゲル後の倫理学において、それは経験世界のなかに包摂された。新しいのは、(中略)経験可能な世界における道徳的なものの内在であり、この新しさによってヘーゲル後の倫理学、コント、スペンサー、デュルケームの実証主義倫理学も、ニーチェの直観主義的な倫理学も特徴付けられるのである (KME 52; OM 74)²⁶。

しかしモーゲンソーによれば、この内在倫理学＝科学的倫理学は、まさに形而上学的基礎を持たない故に、かつての伝統的な倫理学が備えていたような規範的性質を持ち得ない。つまり、科学によって規範秩序の危機を克服することはできないのであり、モーゲンソーはこの点に科学の限界を認めていた。「科学は道徳の危機を早めることも、せき止めることもできない」(OM 31)。

こうした倫理観から、モーゲンソーが、危機はいかにして克服されるかを考えていたかが明らかになるだろう。それは、倫理の規範的性質を基礎づけるような形而上学の成立によってである。亡命前最後の論文において、モーゲンソーが取り組んだのはこの可能性を問うことであった。この問いに対してモーゲンソーが、ディルタイ (Wilhelm Dilthey) の『精神諸学序説』を手がかりとして導出した結論は、少なくとも現代においては形而上学の成立条件が失われており、したがってヨーロッパの危機を克服する展望は見出せないというものであった。

客観的な形而上学、またそれとともに客観的な道徳秩序は、救世主のように、今日あるいは明日来るかもしれないし、あるいは永遠にこないかもしれない (OM 111)。

しかし、モーゲンソーはこれに絶望することなく、次の実践的な課題を現代の人間の使命として提起している。「社会が忘れ去ろうとしている永遠の諸価値を、社会のために守ることによって、将来における客観的な道徳秩序の基礎づける」こと、そのために、「個々人の精神」のなかにおいて、「道徳的諸価値を概念的に明瞭にし、ヨリ純粹に描き出し、それを思考作業のなかで客観化」することによ

²⁶ カッコ内は宮下による補足。

て、道徳的諸価値の経験的な客観化に貢献すること(OM 114)、がそれである。とまれ、モーゲンソーが形而上学の可能性まで考察したという事実は、「全ての事物の尺度」となった権力欲を規範的に掣肘し得る客観的な道徳規範の再生を、真剣に模索していたことを示しているだろう²⁷。

おわりに

1937年7月に、モーゲンソーはヨーロッパを離れ、アメリカに向かった。周知のようにアメリカにおいてモーゲンソーは、国際政治を権力闘争として認識するとともに、権力として定義される利益(国益)の追求を外交政策の基準として要求したが、このようにモーゲンソーがリアリズム国際政治論を提起するようになることを、本稿で考察した亡命前の思想形成から我々は想像し得るだろうか。たしかに、本稿で明らかにしたように、亡命前のモーゲンソーが、国際政治を国家の権力欲に基づいた権力闘争であるとする見方を確立していたことは事実である。しかし、国家は権力(あるいは国益)を追求すべきであるという主張は、亡命前の著作にはどこにも見出され得ないし、またそうしたニュアンスを読み取ることすら困難である。そもそも、ケルゼンにならって科学的厳密さを意識していたモーゲンソーは、国家は権力を追求するという事実命題から、国家は権力を追求すべきであるという当為命題を導出することが論理的な飛躍に他ならないことを十分すぎるほど理解していたはずである。亡命前のモーゲンソーにおいてリアリズムとは、人間・国家は権力の維持・拡大・誇示を追求する主体であるとする事実命題を提起するものに留まり、そこにリアリズムの規範論が成立する余地はなかった²⁸。

しかし、より重要なことは、ヨーロッパの規範秩序が危機的状況にあることに対して、モーゲンソーが懸念を示していた事実であろう。キリスト教と自然法に基礎づけられた道徳規範が衰退したことにとともに、人間の権力欲=政治的なものが「全ての事物の尺度」となった。こうした危機を克服する可能性を求めて、ケルゼンにならって科学的厳密さを自覚的に追求していた一知性は、客観的な道徳規範の妥当性と内容を支える形而上学を再建する可能性を問うにまで至った。このように亡命前のモーゲンソーにおいては、事実としての政治=権力闘争の重要性を説くのではなく、むしろそれを規範的に掣肘する道徳規範を再建することこそが、喫緊の課題であったと言えるのである。その意味で、亡命前のモーゲンソーを、先行研究のように、単にリアリズム前史として理解することほど一面的なものはないだろう。

以上から、次の3点が今後問われてしかるべき課題となるだろう。

第1に、いかなる経緯で亡命後のモーゲンソーが、「権力として定義された利益」の追求を要請することになったのかを、あらためて検討する必要がある。

第2に、客観的な規範秩序の再生という問題関心は、亡命後にも認められるか、認められるならば、それはどのように表れているかを考察する必要がある。この点において、近年着目されているモーゲンソーの非リアリズム的アスペクトと結び付く可能性があるだろう²⁹。

第3に、国益の追求を要請したりアリスト・モーゲンソーと、政治を規範的に掣肘する規範秩序の

²⁷ モーゲンソーによれば、究極的な権威に基礎づけられた道徳規範は、政治的なものに対していわば最強の抵抗拠点となる可能性を持つものであった。別のところで、個人の内面に作用する宗教的な規範は、一定の条件では、多勢による実力行使に対してすら抵抗させるほどの力を、個人に与えるものであることを指摘している(TSI 500; RN 142-145)。

²⁸ モーゲンソーは、国際法学における法実証主義のオールタナティブとして、一方における道徳・習俗の規範と、他方における政治的なものの双方を組み込んだ新しい国際法学=「法リアリズム(réalisme juridique)」を提唱している(PMC 14-20)。これは、内容に関する限り、亡命後の「機能主義法学」とほぼ同一である。

²⁹ こうした研究として、例えば、William E. Scheuerman, “Was Morgenthau a Realist? Revisiting *Scientific Man Vs. Power Politics*,” *Constellations* 14-4 (December 2007), pp. 506-530.

再生を求めた規範主義者モーゲンソーは、いかにして相互に結び付き得るのか、の解明である。

これらの課題の考察は、他日を期したい。

(2009年1月23日脱稿)

略語表 (モーゲンソーの著作)

- ELB: "Einige logische Bemerkungen zu Carl Schmitts Begriff des Politischen," (Geneva: 1932) MS in HJMP, Container No. 110.
- ENT: "Die Entstehung der Normentheorie aus dem Zusammenbruch der Ethik: Eine Untersuchung über die geistesgeschichtlichen Voraussetzungen der Normentheorie," (Geneva, 1935) MS in HJMP, Container No. 112.
- FIA: "Fragment of an Intellectual Autobiography," in Kenneth W. Thompson and Robert J. Myers, eds., *Truth and Tragedy: A Tribute to Hans J. Morgenthau* (New Brunswick: Transaction Books, 1984).
- HP: "Über die Herkunft des Politischen aus dem Wesen des Menschen," (Frankfurt am Main, 1930) MS in HJMP, Container No. 151 and 199.
- HJMP: Hans J. Morgenthau Papers, Library of Congress, the Manuscript Division (Washington, D. C.).
- IR: *Die internationale Rechtspflege: Ihr Wesen und ihre Grenzen* (Leipzig: Robert Noske, 1929).
- KDS: "Der Kampf der deutschen Staatslehre um die Wirklichkeit des Staates," MS der Antrittsvorlesung gehalten an der Universität Geneva (Geneva: 1932) in HJMP, Container No. 110.
- KME: "Die Krise der metaphysischen Ethik von Kant bis Nietzsche," (Geneva, 1935) MS in HJMP, Container No. 112.
- NP: *La Notion du 'politique' et la théorie des différends internationaux* (Paris: Recueil Sirey, 1933).
- OM: "Kann in unserer Zeit eine objektive Moralordnung aufgestellt werden? Wenn ja, worauf kann sie gegründet werden?" (Paris, 1937) MS in HJMP, Container No. 112.
- PMC: *Positivisme mal compris et théorie réaliste du droit international* (Madrid: Bernejo, 1936) in HJMP, Container No. 96.
- RN: *La Réalité des normes en particulier des normes du droit international: Fondements d'une théorie des normes* (Paris: Alcan, 1934).
- SG: "Der Selbstmord mit gutem Gewissen: Zur Kritik des Pazifismus und der neuen deutschen Kriegsphilosophie," (Frankfurt am Main, 1930) MS in HJMP, Container No. 96.
- SMPP: *Scientific Man Vs. Power Politics* (Chicago: University of Chicago Press, 1946).
- SSM: *Science: Servant or Master?* (New York: World Publishing, 1972). 『人間にとって科学とは何か』神谷不二訳 (講談社, 1975年)。
- SSV: "Stresemann als Schöpfer der deutschen Völkerrechtspolitik," *Die Justiz* 5-3 (1929), S. 169-176.
- TSI: "Théorie des sanctions internationales," *Revue de droit international et de législation comparée* 16 (No. 3 1935), pp. 474-503 et (No. 4 1935), pp. 809-36.
- ÜSW: "Über den Sinn der Wissenschaft in dieser Zeit und über die Bestimmung des Menschen," (Geneva, 1934) MS in HJMP, Container No. 151.
- VE: "Die völkerrechtlichen Ergebnisse der Tagung der Deutschen Gesellschaft für Völkerrecht," *Die Justiz* 4-6 (August 1928), S. 621-624.